

議案第53号

瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月2日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

住民訴訟等に係る市長等の責任は、善意でかつ重大な過失がない場合であっても多額の損害賠償責任を命ぜられることがあり、市長等の柔軟な職務遂行を萎縮させる可能性がある。したがって、損害賠償責任の一部を免責する規定を設けることで、円滑な業務遂行を実現するため、この条例を制定する。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定により、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任を免れる額)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等の基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 市長 2

(2) 前号に掲げる者以外の者 1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。